

■■■■■■■■■■
首都圏青年ユニオン連合会 御中

令和元年4月13日

連絡書

〒604-8153

京都市中京区烏丸通四条上ル

笋町688番地第15長谷ビル3階

西総合法律事務所

ファーストコート建物管理株式会社代理人

弁護士 西 靖 雄

TEL : 075-221-0033

FAX : 075-252-6605

前略

貴組合員■■■■■■■■■■の件につきまして、下記の通りご連絡差し上げます。

記

第1 令和元年8月労働分の未払賃金について

1 令和元年8月分未払賃金は8万1212円です（資料1）。

2 一度無断欠勤をしてしまったのみであるとの主張について
事実と異なります。

実際は、約9ヶ月間の遅刻回数が60回、延べ時間1111分です（資料2）。

3 強引な連れ戻しに來られて恐い思いをしたとの主張について
事実と異なります。

■■■■の普段の遅刻の際、当社従業員が■■■■に電話をかけ、■■■■は呼出音で気づき出勤していました。

ところが2019年8月13日は、出勤しなかったため従業員が電話をかけたところ呼出音もならず、心配になり安否確認のため従業員が自宅を訪問しました。

エアコン室外機は作動していましたがインターホンの呼出にも応答がなかったため、従業員は安否確認のため110通報しました。そして駆け付けた警察官によりドアが開錠され、警察官が部屋の中に入りました。

ところが■■■■は、部屋の中で布団に寝ころんだまま、悠々と「携帯の充電を忘れて気づかず寝坊した。」と警察官に答えていたそうです。

その頃、当社の従業員は部屋に入ることもなく、警察官が来たので現場を離れていました。

警察から報告を受けて約1時間後、当社の従業員が■■■■宅を再度訪問したところ、また何らの応答もなく、それから2週間以上、何らの連絡もありませんでした。

第2 時間外労働に基づく割増賃金の支払要求について

当社の■■■■に対する未払割増賃金は、4万7649円です（資料3）。

第3 遅刻・欠勤控除した額について

当社がこれまで遅刻欠勤控除した額は2万4900円と認識しておりましたが、貴組合からの指摘を受けて再度確認したところ、平成31年2月13日に9000円の控除がありましたので合計3万3900円です。（資料4）

第4 慰謝料の支払要求について

- 1 貴組合は、■■■■が不動産業の正社員として雇用されたが意に反して試用期間の3ヶ月経過後もアルバイト扱いのままであり、また、不動産業の仕事として入社したにもかかわらず意に反して清掃業にあてがわれていたとご主張されます。

しかしこれも事実と異なります。

- 2 ファーストコート建物管理株式会社は、不動産業でなく、ハローワークの募集内容にも記載の通り、「建物全般修繕、管理業」であり、その一環業務として清掃業があります。

■■■■は、この業務に当たっていたものです。

- 3 そして始めの3ヶ月間、当社は■■■■の出勤態度や身だしなみについて確認しましたが3ヶ月間で遅刻9回、延べ192分と出勤態度に問題があり、また身だしなみについても、ベルトはせず、下着が見えるほどユニフォームのズボンをずらす等の問題があり、幾度も注意したものの一向に改善されませんでした（資料5）

ところが当社は、■■■■が上記の様な出勤態度や身だしなみであるものの改善を期待したうえで、幾度か正社員への切り替えについて提案しました。

これに対し、■■■■自身が「掃除の方が気楽でいいです」と述べ、正社員への切り替えに応じなかったものです。

この点、■■■■は週3回、自宅近くの■■■■でアルバイトを掛け持ちしておられ、週2・3回は当社から16:00ごろ早退を希望し、当社もその要望に答えていましたので、そのような兼業の便宜からして■■■■自身がアルバイト雇用を希望したものです。

- 4 以上の通り、当社には何ら■■■■に対する慰謝料支払いの義務はございません。

第5 ■■■■の遅刻、無断欠勤による損害及び当社から同氏に対する損害賠償

請求について

- 1 ■■■■は、実際の出勤時間よりも早く出勤しているかのような日報への書き込みを行っておりました。

資料6における「タイムカード打刻」が実際の出勤時間であり、「日報出発時刻」が■■■■の日報記載、「開始偽り時間」がタイムカード打刻時間と日報出発時刻との齟齬です。

このように■■■■氏が実際と異なる記載をしていた時間は延べ363分であり、そこには合理的な理由も見当たりません。

- 2 また■■■■の約9ヶ月間の遅刻回数は60回、延べ時間1111分です(資料2)。

■■■■の業務は、顧客の事業所等に時間通りに赴いて清掃作業を行い、顧客の業務の邪魔にならないようにしなければならないものです。そこで、■■■■が遅刻した際には、当社は別業者に清掃員派遣を外注し、信頼低下を避けざるを得ませんでした。

■■■■の遅刻の際に当社が別業者に清掃員派遣を行った回数は60回、その外注費は合計21万6690円です(資料2、資料7)。

これらの遅刻に何らの正当な理由はなく、当社は■■■■の労務提供義務違反による損害として21万6690円の損害賠償請求をせざるを得ません。

第6 貴組合によるその他の質問、指摘に対する回答

- 1 賃金台帳p2の勤怠欄について

平成30年11月の就業日数について再確認したところ、ご指摘の通りタイムカード記載の21日が正確です。

- 2 勤怠についての記載、労働時間に関する記載について

当社は、事務的な簡略化のため、平成31年2月以降、賃金台帳に、タイムカードを集計した就業日数を入力しておりませんでした。また出勤時間についても事務的な簡略化のため入力しておりませんでした。

実施の就業日数、出勤時間はタイムカード記載の通りです。

第7 当社からの提案

1 当社の■■■■■に対する未払賃料	4万7649円
平成31年8月分未払賃金	8万1212円
遅刻控除した金額	3万3900円
	(合計16万2761円)

遅延損害金を除く

2 ■■■■■の遅刻に起因する別業者外注による損害賠償請求額	21万6690円
--------------------------------	----------

遅延損害金を除く

- 3 上記1及び2を考慮しつつも、紛争の円満解決を期し、
「当社から■■■■■に対する解決金8万円の支払（合意1週間後支払による解決）」
をご提案致します。
前向きにご検討いただきますようお願い致します。

以上